欠格事由チェック表

|  |  |
| --- | --- |
| 法人名 |  |
| 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合　イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないものロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法２０４条等（刑法第２０４条、第２０６条、第２０８条、第２０８条の３、第２２２条若しくは第２４７条）若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者ニ　暴力団の構成員等（暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から５年を経過しない者）２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人６　次のいずれかに該当する法人　イ　暴力団　ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 |
|

|  |  |
| --- | --- |
| １ | 役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無 |
|  | イ | 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取り消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| ロ | 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| ハ | 特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に違反したことにより、若しくは刑法２０４条等若しくは暴力行為等処罰に関する法律の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無 | 有・無 |
| ニ | 暴力団の構成員等の有無 | 有・無 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ２ | 認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人 | 該当・非該当 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ３ | 定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 | 該当・非該当 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ４ | 国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人 | 該当・非該当 |
| 添付書類 | 認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること（役員報酬規程等提出書には添付不要） | 有・無 |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| ５ | 国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人 | 該当・非該当 |

|  |  |
| --- | --- |
| ６ | 次のいずれかに該当する法人 |
|  | イ | 暴力団 | 該当・非該当 |
| ロ | 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人 | 該当・非該当 |

 |